

令和7年5月

お客さま 各位

栄ガス消費生活協同組合
TEL 0256-45-2049

ガス料金改定のお知らせ

日頃より、栄ガス消費生活協同組合の都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般のガス料金改定により、令和7年6月1日時点でガス小売供給約款及び選択約款によりご利用いただいておりますお客様につきましては、令和7年6月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

【対象契約種別】

ガス小売供給契約、業務用需給契約、小型空調パッケージ契約、家庭用温水暖房契約

【ガス料金改定について】

物価高騰によるガス設備の維持、管理に係る費用増加などのコスト上昇分を吸収し経営効率化に努めてまいりましたが、度重なる諸物価の上昇および卸元事業者の原料価格の引き上げ等があり現状の料金水準を維持することが困難な状況になりました。ガス事業者および消費生活協同組合としての良好な財務状況を維持するため、令和7年6月1日よりガス料金の改定を実施させていただきます。ただし、令和7年5月31日以前より継続して各約款をご契約のお客さまには「経過措置」として6月検針分のガス料金まで旧約款が適用されます。

(注)：この改定にあたり、お客さまによる改めてのお手続きの必要はありませんが、ご契約の変更をご希望される場合は、ご連絡ください。

今後とも、都市ガスの安定供給・保安の確保にむけ、なお一層の努力を重ねてまいりますので、お客さま各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■ 標準家庭における改定額（税込）

1カ月のご使用量	新料金	現行料金	改定額
51 m ³	9,800円	9,218円	582円

(注)・標準家庭のご使用量を、平成23年度から平成27年度までの1件当たりの5年間平均から平成28年度から令和2年度までの1件当たりの5年間平均に改定して算定しています。

・料金については、6月分調整単位料金で算定しています。

(端数切捨て)

<計算式>新料金・・・(基本料金) 1,232.00円 + (51 m³ × (6月分調整単位料金) 168.00円) = 9,800.00円

<計算式>現行料金・・・(基本料金) 1,128.60円 + (51 m³ × (6月分調整単位料金) 158.63円) = 9,218.73円

【 ご契約内容の概要について 】

■ 新料金単価表

適用条件	適用区分		基本料金	基準単位料金	6月分 調整単位料金
ガス小売供給契約を ご利用のお客さま	A	0～25 m ³ まで	1,078.00 円/月	171.20 円/m ³	174.16 円/m ³
	B	26～250 m ³ まで	1,232.00 円/月	165.04 円/m ³	168.00 円/m ³
	C	251 m ³ ～	1,815.00 円/月	162.71 円/m ³	165.67 円/m ³
業務用需給契約を ご利用のお客さま	月使用量が 583 m ³ 以上、 年間 7,000 m ³ 以上、 緊急時において需給調整に 応じられること		6,600.00 円/月	130.79 円/m ³	133.75 円/m ³
小型空調 パッケージ契約を ご利用のお客さま	1 種	冬期 (12 月～3 月)	3,300.00 円/月	147.20 円/m ³	—
		その他期 (4 月～11 月)		132.88 円/m ³	135.84 円/m ³
	2 種	冬期 (12 月～3 月)	1,870.00 円/月	148.94 円/m ³	—
		その他期 (4 月～11 月)		139.50 円/m ³	142.46 円/m ³
家庭用温水暖房契約を ご利用のお客さま	冬 期 (12 月～4 月)		1,815.00 円/月	150.70 円/m ³	—

- ・上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- ・実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金の平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ・ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきます。
- ・各契約内容の詳細は、当組合ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。（ URL <https://www.sakae-gas.or.jp/> ）

■ 原料費調整制度について

- ・原料費調整とは、都市ガスの原料である LNG や LPG の価格変動に応じて調整する仕組みです。令和 7 年 6 月から以下のとおり、基準平均原料価格を変更いたします。
- ・基準平均原料価格を現行の 40,560 円/トから 92,100 円/トに変更いたします。
この基準平均原料価格は令和 6 年 8 月から 10 月の平均原料価格に基づき算定しています。

■ 契約変更時の取扱いについて

- ・当組合は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。

※ 引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当組合にご連絡をお願いいたします。

【窓口】 栄ガス消費生活協同組合 業務課
住所：三条市帯織 2677 番地 1
TEL：0256-45-2049
受付時間 9：00～17：00
（土・日・祝日を除く）